

令和 6 年第 6 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 6 年 6 月 2 7 日)

召集年月日 令和6年6月27日（木）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和6年6月27日 午後3時57分

閉会 令和6年6月27日 午後4時42分

出席委員（13名）

1 番 細川正博	2 番 松尾豊（会長）	3 番 渡邊典子
4 番 岩崎誠一	5 番 桑田一広	6 番 森和哉
7 番 谷口新市	8 番 松尾光繁	9 番 松井厚雄（職務代理）
10 番 早川直助	12 番 小原悟	13 番 古池洋子
14 番 國久博一		

欠席委員（1名）

11 番 塩野鐘吉

出席事務局

局長 小西守	次長 門野幸文	書記 木村光宏
		中塚淳子

提出議案

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第20号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第22号 「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等について

報告第 1号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和6年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に

1 1 番 塩野委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案及び1報告を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和6年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

〔開 会〕

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

〔日程 1〕

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 1 番 細川委員さんと 1 4 番 國久委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第19号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第19号資料説明)
申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在畑として管理されており、譲受人である〇〇氏が畑として使用される計画です。
許可基準は資料3ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松尾光繁委員 はい、議長。
こちらは20日に塩野委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の自宅近くにある農地であり、〇〇氏が営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第19号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
議案第20号は、〇〇の〇〇〇〇氏が、自身が所有する農地を駐車場及び住宅敷地拡張のため転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第20号資料説明)
局長説明のとおり、申請人が自家用車を1台購入予定であり、付近に駐車場がないため、当該農地を駐車場及び住宅敷地を拡張するための転用申請です。
この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にある農地であり、第2種その他農地に該当します。今回の自身の駐車場及び住宅敷地拡張としての使用は、地域住民である申請者の日常生活上必要な施設であるため、転用基準に合致すると考えます。
なお、当該農地の一部を駐車場として既に使用していたとのことで、申請書に始末書が添付されております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松尾光繁委員 はい、議長。
こちら20日に塩野委員と現地を確認いたしました。
当該農地の周辺に農地はなく、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は申請人に必要な駐車場及び住宅敷地を拡張して使用する計画であることから、転

中塚書記

はい、議長。

(議案第 2 1 号資料説明)

資料 1 0 ページをご覧ください。

局長説明のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が舞鶴若狭自動車道の〇〇〇〇インターチェンジから〇〇〇〇インターチェンジの〇〇. 〇キロメートル区間の 4 車線化に伴う工事のため、工事用仮栈橋の設置及び資材置場、工事用道路として農地を使用する一時転用の申請です。一時転用の期間は、許可後から 3 年間となっております。

資料 1 1 ページをご覧ください。工事用道路として使用される申請地の配置図となっております。申請地の選定理由につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の現道幅が狭く、工事用車両が通行した場合、地域住民に影響を及ぼすことから、〇〇〇〇付近から工事用道路を整備し、〇〇〇〇へ進入するために最も適したルートとのことです。

次に、資料 1 2 ページをご覧ください。こちらは工事用仮栈橋及び資材置場として使用される申請地の配置図となっております。赤色になっておりますのが今回設置されます仮栈橋となります。この仮栈橋を用いてトンネル掘削土を搬出するとのことです。

続いて 1 3 ページをご覧ください。こちらは資材置場として使用される申請地の配置図となっております。

これらの申請地を選定した理由としましては、トンネルの掘削を行うことから、設備ヤードを確保するためには約〇〇〇平方メートルの土地が必要であり、資材置場をはじめ、詰所や資材倉庫を設置するための条件を満たす適地が他になく、経路上最も使用しやすく、必要面積を確保できるためとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、農振農用地であり、原則転用許可はできませんが、一時的な使用であり、かつ当該農地を使用することが必要であると認められる場合に該当するため、例外的に許可でき、転用可能と考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松尾光繁委員

はい、議長。

こちらも20日に塩野委員と現地を確認いたしました。

当該農地の隣地は農地ですが、車両の通行や取水の方法についても隣接農地の所有者から工事の同意を得ており、今回の計画による周囲の営農への影響はないものと考えます。また、申請者の事業の遂行のためには立地的にも当該農地を使用することが必要であると認められ、一時転用はやむを得ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員

工事はいつまでか。

局 長

令和〇〇年度までの工事を予定されておられる中の3年間の一時転用申請となっております。

議 長

他にご意見、ご質問がないようですので、議案第21号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成全員でございますので、日程4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

審議が終了しましたので、桑田委員の入室をお願いします。

(桑田委員入室。木村書記案内)

〔日程 5〕

議 長

日程5 議案第22号 「農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等について を議題といたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

議案第 22 号は、福井県が令和 6 年 3 月に新たな福井県農業基本計画を策定したことにより「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」を変更しました。それに伴いまして、町でも県の基本方針を基に町の基本構想の見直しを行うというものでございます。詳細は書記に説明させます。

木村書記

はい、議長。

この構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、町が地域の実情を踏まえて独自に定めるもので、今後、概ね 10 年間に於いて育成すべき農業経営体の目標の設定や農業の指標を示したもので、認定農業者や認定新規就農者は、この基本構想に基づき認定されることとなっております。

今回の改定は先ほど局長からも説明がありました通り、福井県が令和 6 年 3 月に新たな福井県農業基本計画を策定したことに伴い、福井県は基本方針を令和 6 年 4 月に見直しております。町は県の基本方針の見直しから 3 ヶ月以内に基本構想を見直す必要がございます、この 6 月中に見直すこととしております。

資料 20 ページをご覧ください。

修正箇所は赤字で記載しておりますが、見直しの内容につきましても、1 点目が認定農業者の所得目標値で、県基本方針は、これまで農業所得の目標値を 450 万円としておりましたところを、今回、400 万円から 500 万円に改正してございます。町は県が改正しました割合から、町のこれまでの目標値 350 万円を 300 万円から 400 万円に改正するものでございます。

2 点目が、資料 25 ページをご覧ください。

こちらも県基本方針で、効率的かつ安定的な農業経営体等が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 80% を令和 15 年に改正したことにより、町の基本構想も令和 15 年に改正するものでございます。

なお、資料の 50 ページ、51 ページに新旧対照表を添付しております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員 42ページのウに記載の農業集落排水事業は、下水道事業になるのでは。

局 長 これまで町の農業集落排水処理事業、それから特定環境保全公共下水道事業、それぞれ特定環境保全は下水道法に基づく下水道事業、農業集落排水処理事業は農業集落用の農林水産省管轄のいわゆる下水処理事業となってございました。今回、事業の見直しがなされまして、一体的に下水道事業という括りとなりましたので、細川委員がご指摘の通り、農業集落排水事業ではなくて下水道事業に改めさせていただきますと思います。

松井委員 新しい所得基準に変えて、新たに認定農業者になるような人はいるのか。

局 長 今のところ該当者はいません。県が一定程度、幅を持たせた目標設定をしたことから、町も同様に幅を持たせた設定に改めたというものでございます。

松井委員 これまでに設定した所得に届かずに、落選された方もいらっしゃると思うが、そういう方にご案内する予定はあるか。

木村書記 過去に所得が見込めないということで確かに1件あったと記憶していますが、その方については、再度申請されて、すでに認定農業者になられております。

議 長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに関する意見等については、特に意見なしとしておおい町長に回答するものと決定いたします。

[日程 6]

議長 日程 6 報告第 1 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。

報告第 1 号は、農林水産省が令和 4 年に制定したガイドラインに基づき各農業委員会で農地の集積面積や委員の活動日数の目標等を設定したものに対し、令和 5 年度の達成状況を点検・評価し、この 6 月末までに公表することとされています。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。

(報告第 1 号朗読)

資料 5 3 ページから 5 8 ページが、農林水産省が定めた統一様式による「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」資料となります。委員の皆様の活動にかかわる部分を抜粋して説明いたします。

まず、5 4 ページの「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」については、令和 5 年度の目標面積 5 9 2 ヘクタールに対し、令和 6 年 3 月末時点の集積面積が 3 6 2 ヘクタールで、目標に対する達成状況は、6 1 . 1 パーセントとなりました。

令和 5 年度の県下全域の集積目標が令和 6 年度末までに 8 0 %であったことから、目標を下回る結果となりました。

今年度は実現可能な数値に設定しておりますので、引き続き、利用権の設定を周囲に呼びかけていただきたいと思います。

次に、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてですが、令和 3 年度の農地パトロールにおいて A 緑区分であり営農可能と見込まれる農地を令和 4 年度から 8 年度の 5 年間で解消する目標とされているため、令和 5 年度の目標面積は 0 . 6 ヘクタールとなっておりました。それに対し、令和 6 年 3 月末時点の解消面積が 1 . 7 ヘクタールで、目標に対する達成状況は、2 8 3 . 3 パーセントとなり、目標を大幅に上回る結果となりました。今年度も夏に実施す

る予定の農地パトロールの結果、A分類とした農地については事務局から草刈等の依頼文書を送付する予定ですので、委員の皆様には引き続き、通知を受け取った方から相談があった場合に趣旨の説明などを行い、草刈等の管理を勧めていただきたいと思います。

次に、56ページの「2 最適化活動の活動目標」についてですが、令和5年度の委員一人当たりの活動日数をひと月16日と設定しておりました。この公表資料に記載はございませんが、事務局で集計しましたところ実績は月平均17.1日という結果になりました。以前、委員さんから活動日数の一覧表を！というご要望もございましたので、本日、その集計結果を皆さんのお手元に「R5委員活動日数集計表」という資料で配付させていただきました。また参考にご確認ください。

最後に、57ページの「目標の達成状況の評語」につきましては、資料53ページから57ページのそれぞれの目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を評語に当てはめたもので、おおい町農業委員会における令和5年度の最適化活動の目標の達成結果となります。

また、その下の【推進委員等の点検・評価結果】につきましては、「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」「新規参入の促進」、「月当たり最適化活動を行う日数目標に対する達成状況」、「月当たりの最適化活動の日数」を農業委員及び推進委員の担当区域ごとに割り出し、達成状況に応じた点数の合計点を評語に当てはめた結果となります。令和5年度は目標に対し期待を上回る結果となりましたので、今年度も引き続き、最適化活動の推進と活動記録簿の記入をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

早川委員 53ページの農業委員数と内訳が合わない。

局長 内訳は調査項目となっておりまして、農業委員数とは必ずしも一致しないものとなっております。

議長 その他にご意見・ご質問がないようですので、これをもって上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議

ありがとうございました。